

新に選ぶ和泉村議会議員の定数は 14名

投票日 9月 27日

和泉村議会議員選挙

告示は9月20日

—託する四年—

悔いなき一票

昭和40年9月29日任期満了とともに和泉村議会議員選挙について、去る9月3日和泉村選挙管理委員会を開き選挙の期日を9月27日（月曜日）同告示の日を9月20日（月曜日）と決定しました。



いづみ選挙特報

福井県大野郡
和泉村
選挙管理委員会
電話 下穴馬1番
電話 下穴馬120番

いつまでもよかつたといえる

この一票私が政治をする心 気持のよい選挙を

今回の和泉村議会議員選挙は、公職選挙法の規定によって行われますが、申すまでもなく選挙は民主政治の基盤であり、選挙人の自由に表明された意志に基いて公明かつ適正に行われることが民主政治発展のための不可欠の要件であります。選挙のルールである公職選挙法を選挙人や候補者の方々が充分に認識して、お互いの尊い一票を正しく行使すべきであり、私利、情実、義理、因縁等によって汚し、自己の良心を売るような行為があつてはせつかくの大切な一票が無駄になります。結局この選挙は自分のためであり、今度選ばれる人は私たちの生活をこれから四ヶ年間保障してくれる代表者なのだというふうをよく考えて、正しく、明かるい選挙で終るようお互に心がけましょう。

捨てるな一票選んで生かせ

投票は左表によつて行われます。入場券は投票日の前日までに各区長・事業所長へ纏めて送付してありますから当日はこの入場券を忘れないよう、こぞつて投票所へお出かけ下さい。

投票区	投票の場所	投票所開始時刻	全閉サ時刻
第一投票区 久伊東役場 沢勢市布分分校 八七六五四三二	宮前野分校 中学校 下山小学校 朝日小学校 龍谷会館	午前七時から 午前六時半から 午前七時から 午前六時半から	午後六時まで 午後六時まで 午後四時まで 午後四時まで
" " " " "	" "	" "	" "
" " " " "	" "	" "	" "
" " " " "	" "	" "	" "

うつかり一票四年の不作

い　す　み　選　挙　特　報

和泉村議会議員の

選挙について

地方自治法の定める地方公共団体の長及び議員は、普通一般に四年の任期をもって選挙されることになっています。

本村の場合は、去る昭和三十六年九月に選挙されて以来今年の九月二十九日をもって任期満了する訳です。

投票のしかた

投票の順序

当日選挙人の持参する入場券と引換に受付で到着番号札を渡しますが、そのあと村議会議員の投票用紙を受取り、投票記載所で「候補者氏名」と刷ってある枠の中に候補者の名前(一人)を書き投票箱に入れて下さい。

投票用紙

前記の方法で交付される投票用紙は何れも二つ折になっています

こんどの選挙に

投票のできる人は

- 一、昨年十二月二十日に確定した「基本選挙人名簿」に登録されている人(投票所入場券・配付済)
- 二、本年六月九日現在でつくった補充選挙人名簿に登録されている人
- 三、こんど新しく九月十九日現在でつくった「補充選挙人名簿」に登録される人(すでに各漏記員・事業所長等へ該当者は期間内に

和泉村
選挙管理
委員会印

(表面)

こう は し や し めい 候補者氏名

投票用紙の様式例

投票用紙は、次のような様式ですが、(別

- 注 意
 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

(裏面)



和泉村議会議員の選挙は

今まで通り自書式投票で

- 申出されるよう通知してあります。)
 ★補充選挙人名簿の登録申出書は必ず期限(九月十五日午後五時)までに村選挙管理委員会へ届くよう、嘱託員・事業所長等の証明の上、本人より申請下さい。(詳細別項参照)

掲「投票のしかた」(参照)よく注意して、せっかくの尊い一票が無効となるようなことのないよう、それぞれ投票用紙を受けとった「候補者氏名と刷ってある枠の中に、候補者の名前(一人)を書き」それを投票箱へ入れて下さい。

選 挙 運 動

※ 特殊な投票制度

不在者投票

選挙の当日公私等のやむをえない事情で投票できない人に對し、選挙の期日前に選挙人の属する投票区の投票所以外の場所で投票することを認めようとする制度。

・要件

(1) 選挙人が疾病、負傷、妊娠、不具、産褥にあるため歩行が著しく困難である場合等右のような要件に該当される方は、選挙期日の前日までに証明書、請求書等（投票および支所に有）に押印持参の上役場にて不在者投票手続きをして下さい。

代理投票

身体の故障又は文盲の方のために、みずから候補者の氏名を記載することができない選挙人にも投票できるようにしようとする制度

これは、当日投票所へ来てそのように申し立てれば係員が代りに書いてくれます。もちろん投票の秘密はかたく守ってくれます。

点字投票

盲人である選挙人に限って、政令で定める点字を文字とみなすとする制度。

これは、当日投票所でその旨申し立てれば立札、看板、ポスター等をあらかじめ作成

点字投票と押印した用紙を交付してくれるのをそれによって投票できます。

1 選挙運動の禁止される者

- (1) 選挙管理委員及びその職員、選挙長、投票・開票管理者等
- (2) 地方公務員、国家公務員、公立学校の教員等
- (3) 未成年者
- (4) 選挙犯罪者（選挙権・被選挙権を有しない者）等

2 選挙運動の期間

立候補届が受理されたときから投票日の前日まで

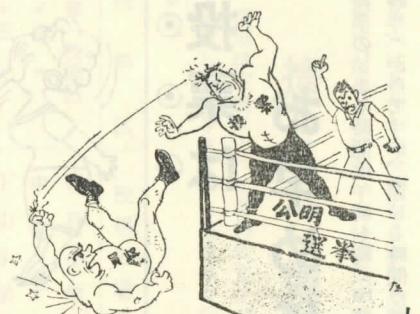
但し、選挙事務所の設置は投票当日投票所から三百米以外なら設置できる。

選挙運動は立候補の届出をしてからでないと出来ないが、準備行為として許されるものは次のようなものである。

- (1) 選挙事務所借入の内交渉
- (2) 出納責任者または選挙運動員就任の内交渉
- (3) 労務者の雇入内交渉
- (4) 選挙演説を依頼するための内交渉
- (5) 選挙運動用ハガキによる推薦依頼の内交渉

5 文書による選挙運動

頒布と掲示の二つに分けられ、頒布するものには通常葉書がありこの枚数は候補者一人について村議会議員は五〇〇枚迄使用することができます。この葉書は、立候補の届出と同時に選挙管理委員会より「選挙運動通常葉書使用證明書」を受取り、下穴馬郵便局の窓口でこれを示し



タイトルマッチに八百長なし

6 選挙運動用ポスター

演説会の告知のためや、政策の掲示等一般選挙運動のために使用するポスターについては使用枚数制限五〇〇枚迄となっています。

このポスターには選挙管理委員会の検印が必要であり、ポスターの大きさはタブロイド型（長さ四二cm幅三〇cm）を超えてはなりません。

7 言論による選挙運動

(1) 個人演説会は、公営施設使用と二つの場合に区分され、何れも候補者が開催するもので、知事選挙以外については開催回数の制限がなく候補者本人はもとより、候補者以外の者でも演説することができる（公営施設使用の場合手続が必要）

- (2) 街頭演説

午前六時から午後九時まで、街頭で選挙運動の演説をすることは候補者はもとより第三者が候補者のために演説することも自由ですが、運動員及び労務者は十五人に制限されており、必ず選挙管理委員会が交付する標旗を掲げ、腕章をつけていなければなりません。

▽ 四面に続く

ること

選挙運動資金の調達

- (1) 選挙運動用以外のハガキで投票をたむこと
- (2) 投票をたむために署名をあつめること
- (3) 戸別訪問をすること
- (4) 禁止されている運動

て購入し、発送の際は必ず郵便局の窓口へ差し出さなければなりません。

また掲示できるものは、選挙事務所を表示するためその場所で使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類、また選挙運動用自動車、演説会場、街頭演説の場所で演説中使用するポスター、立札、ちょうちんなどである。

8 選挙運動費用の制限等

選挙運動費については、法定制限額を超えてはならず、候補者は出納責任者を選任して選挙運動の一切に関する収支及び寄附を備付

の会計帳簿に記載しこの報告書を選舉管理委員会へ提出しなければなりません。
その他選挙事務所設置や同変更の届等があります。

補充選挙人名簿の調製

該当者はかならずお早く申出を!!

九月十九日までに申出を怠ると投票ができません

▼あなたの投票資格は確実ですか
名簿に名前がのつていないと投票することができません

この選挙に使われる名簿は次の四つです

一、昨年つくった基本選挙人名簿
二、おなじく整理名簿

三、本年六月九日現在で作った補充選挙人名簿

四、今からつくる補充選挙人名簿（九月十九日現在）

上記一、二、三、の名簿に登載されていない方で、次の要件に該当の方は補充選挙人名簿の登録を申出て下さい

一、年令要件 昭和二十年九月二十一日までに生れた人

二、住所要件 昭和四十年六月二十日までに和泉村に住むようになつた人

(註) 一、二ともにひきつづき和泉村内に住んで居る事
三、一、二のほか資格がありながら何らかの理由で名簿にのつてない人



申請期間

今度の選挙は九月十九日までに申出書を出された方のみ補充選挙人名簿に登載されことになりますから特に注意して下さい

用紙は和泉村役場又は各支所にあります
印かんをもつて下さい。

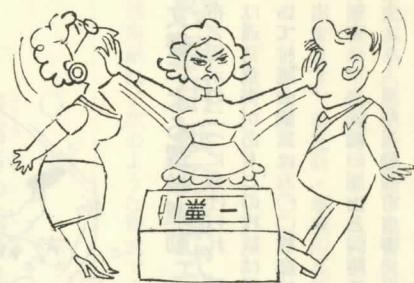
原則として本人が申出されることになつていますが代理の方が申出されるときは代理の方の印かんも持参して下さい。

補充選挙人名簿の縦覧期間および場所

九月二十二日 二日間

和泉村役場 又は大谷支所 中竜支所

投票はお早めに



この一票人のさしは受けません

票できます。

投票の秘密は守られます

せつかく与えられた尊い大切な一票を棄権するというようなことのなきよう、またあなたがあなたの信頼できる人にこれから四年間安心して村の政治を任せせるために。皆さんがそろって投票所へお出かけ、いつまでも良かつたといわれる悔いのない一票を投じましょう。

だれがだれに投票したかは、本人以外のだれにもわからないよう憲法や選挙法が守っています。
投票の始まる時間は午前七時（中竜会館六時半）からですが、閉じる時間は前表のように各投票所によつて繰り上げ時刻があり違つております。
時間に遅れて、あなたの尊い一票を無駄にしないように投票はなるべく早めにすませましょう。



も



犬は知っていた!
「棄権はいけませんよ、ワンワン」

自分の判断で尊い一票を

その他のわかりにならない事は選挙管理委員会にお尋ね下さい。